

第8条（紹介手数料の条件）

紹介手数料は、次の通りとする。

- ① 乙の面接への同席有：理論年収 600 万円以上 → 理論年収の 35%（消費税及び地方消費税別）
乙の面接への同席有：理論年収 600 万円未満 → 理論年収の 30%（消費税及び地方消費税別）
- ② 乙の面接への同席無：理論年収 600 万円以上 → 理論年収の 30%（消費税及び地方消費税別）
乙の面接への同席無：理論年収 600 万円未満 → 理論年収の 25%（消費税及び地方消費税別）
- ③ 理論年収の額に関わらず、甲から乙へ候補者を紹介の場合は理論年収の一律 25%とする（消費税及び地方消費税別）。
※ここでいう「理論年収」とは「労働条件通知書」に記載された額とする。但し、記載がない場合は基本給の 15 ヶ月とし、一時金等は含まない。

第9条（紹介手数料の支払い）

甲は、乙に前条に基づく紹介手数料を乙の請求書発行月末日以降、翌月末日払にて乙の指定する銀行口座に振込により支払うものとする。

第10条（紹介手数料の返還）

採用決定者が入社後、自己都合及び解雇により退職した場合、乙は受領した紹介手数料を速やかに甲の指定する銀行口座に振込により返金するものとする。尚、振込手数料は乙の負担とする。

- ・入社後 1 ヶ月以内に退職：紹介手数料の 100%
 - ・入社後 2 ヶ月以内に退職：紹介手数料の 70%
 - ・入社後 3 ヶ月以内に退職：紹介手数料の 50%
- 但し、甲の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働条件通知書の内容を著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

上記「乙」とは弊社、「甲」とは弊社より採用候補人材の紹介を受けた企業とする